

令和8年度 文京区 こどもみらいサポート拠点整備事業(標準型) 実施団体の募集(1/5~2/13)

文京区では、「こども未来戦略」に基づく多様な支援ニーズへの対応策として、多様かつ複合的な困難を抱えるこどもたちに対し、安心・安全で気軽に立ち寄ることのできる居場所を設け、活用を促すとともに、支援が必要なこども等を早期に発見し適切な支援機関につなげる文京区こどもみらいサポート拠点整備事業（標準型）（以下「事業」という。）を実施します。

なお、事業を運営していく拠点は、1箇所とします。

1 募集期間

令和8年1月5日（月）～令和8年2月13日（金）（必着）

※窓口へ持参する場合は、最終日の17時まで



H P はこちらから

2 補助対象期間

令和8年度から令和10年度までの3年間

※補助対象期間は原則です。ただし、毎年度の実績等を勘案し、運営状況等が区の条件を満たさなくなった場合、補助対象期間を短縮する場合があります。

3 対象団体

当事業に申請ができるのは、以下の要件を全て満たしている団体に限ります。

- (1) 主たる事務所が区の区域内（以下「区内」という。）にある。
- (2) 拠点事業の実施に関して知識及び熱意がある。
- (3) 政治若しくは宗教活動又は営利を目的としていない。
- (4) 暴力団（文京区暴力団排除条例（平成24年3月文京区条例第4号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）の統制の下にある団体ではない。

4 事業内容等

(1) 事業内容

こども（概ね6歳～18歳）が気軽に立ち寄ることができる居場所を提供し、必要に応じて支援が必要なこどもを早期に発見し、適切な支援につなげるため、以下のいずれかまたは全てを行います。

- ア 学習機会の提供
- イ 体験機会の提供
- ウ 生活に必要な物品等の提供

※合理的な理由がなく、参加するこどもを制限することはできません。

※実施内容により対象年齢を絞ることは問題ありません。

（例）・小学生～中学生対象の学習支援

・高校生が対象の体験支援

(2) 事業対象者

事業対象者は、以下のとおりです。ただし、アの保護者及びイに掲げる要件のみ満たしていない場合は、利用を妨げるものではありません。

- ア 本人及びその保護者が、区内に住所を有する。
- イ 家・学校に居場所がない等多様かつ複合的な困難を抱えている。
- ウ 概ね6歳から18歳までである。

5 運営等

事業の運営等について、以下のとおりとします。

(1) 実施場所

区内において、事業対象者が集まりやすい場所に設置してください。

なお、補助金を申請できるのは1箇所のみです。

例えば、区内で3箇所の拠点を運営しており、月曜日にA拠点、水曜日にB拠点、金曜日にC拠点で事業を実施した場合、補助金を申請できるのはA～Cいずれかの1拠点のみとなります。そのため、補助金を申請するに当たり、1箇所あたりの経費を明確にしてください。

(2) 専任職員の配置

子どもの支援に意欲があり、学習支援等に関する知識及び経験等を有する専任の職員を実施日に1人以上配置してください（資格等は特段問いません）。

（例）運営日：月・水・金曜日、運営時間：16時～20時

※職員A：常勤職員（元教師）、職員B：非常勤職員（大学生）、職員C：常勤職員（心理士）、
職員D：非常勤職員（保育士）

	15時	16時	17時	18時	19時	20時
月曜日	職員A	—————>				
	職員B		—————>			
水曜日	職員A	—————>				
	職員C	—————>				
金曜日	職員A	—————>				
	職員C	—————>				
	職員D		—————>			

(3) 実施日及び時間

事業の実施日は、週3日以上実施でき、運営時間は1日3時間以上とします。なお、1週間の運営スケジュール（例）は以下のとおりです。

ア 長期休業期間以外

月 17時～20時 小学生・中学生

水 15時～18時 小学生

金 16時～18時 小学生

18時～21時 中学生・高校生

	月	火	水	木	金	土	日
15～							
16～							
17～			小学生				
18～	小学生・ 中学生				小学生		
19～							
20～					中学生・ 高校生		

イ 長期休業期間

月 12時～15時 小学生

15時～19時 中学生・高校生

水 10時～18時 小学生

金 10時～19時 中学生・高校生

土 10時～19時 小学生・中学生・高校生

	月	火	水	木	金	土	日
10～							
11～							
12～							
13～	小学生						
14～							
15～			小学生		中学生・ 高校生	小学生・ 中学生・ 高校生	
16～	中学生・ 高校生						
17～							
18～							

※体験機会の提供の例

季節系のイベント：スイカ割り、ハロウィーン仮装大会、クリスマス会、餅つき等

定期的なイベント：プログラミング教室、芸術鑑賞、スポーツ観戦

6 補助金額

補助金の対象となる経費は、補助対象事業の実施に直接必要となる経費であって、次に掲げるものとします。なお、補助金の額は、補助対象経費の区分ごとに、当該対象経費の実支出額と以下の補助基準額を比較して、いずれか少ない額とします(当該額に1,000円未満の端数がある場合は、切り捨てとします)。

<令和8年度補助金の額>

※以下の補助金交付額は令和8年度のもので、令和9年度以降の交付額としてお約束するものではありません。令和9～10年度の交付額については、分かり次第、補助対象団体へ別途提示します。

最大 559 万円

① 運営経費		4,070,000 円（最大）
内 訳	基本分	内 訳
	加算分（長期休業期間に実施日を増やして運営）	3,070,000 円(最大) 1,000,000 円（最大）
② 開設準備経費（事業開設前に要した経費等）		1,520,000 円（最大）

<対象経費>

運営経費	人件費（団体等の運営に係る職員の賃金や役員報酬を除く）、旅費、需用費（1件当たりの金額が30,000円未満のもの）、賃借料、役務費、備品購入費（1件当たりの金額が30,000円以上300,000円未満のもの）
開設準備経費	施設整備費及び初度調弁費（予め区と協議し承認を得たものに限る）

※補助金交付決定前に団体に支払われた経費は対象経費とはなりません。また、対象経費に、他の補助金等を受けている場合は、補助の対象となりません。

※その他経費につきましては、区へご相談ください。

7 募集及び審査

提出いただいた申請書を基に、文京区において審査及び実施団体の選定を行います。審査の過程で、必要に応じてヒアリングを行う場合があります。

審査は、書類審査（1次）のみで選定します。区長は審査の結果、上位1団体を実施団体として決定します。募集期間経過後、審査を行い、3月上旬に結果を送付します。

<スケジュール>

No.	内容	期日
1	募集要項の公表	令和7年12月15日（月）
2	質問受付期間	令和7年12月15日（月）～令和8年1月31日（土）
3	質問に対する回答 ※詳細はP9参照	第1期：令和7年12月24日（水）【令和7年12月26日（金）まで にHPにて公表】 第2期：令和8年1月11日（日）【令和8年1月14日（水）まで に公表】 第3期：令和8年1月31日（土）【令和8年2月4日（水）までに HPにて公表】 ※区からの回答は全て区HP上への掲載によって行います。
4	応募	令和8年1月5日（月）～令和8年2月13日（金）
5	書類審査	令和8年2月中旬
6	選考結果送付	令和8年3月上旬 ※その後、区と実施団体による運営に関する協議
7	開設準備及び事業開始	令和8年4月1日以降

8 申請方法等

申請期間中に、以下の必要書類に必要事項を記載いただき、文京区子ども家庭部子育て支援課へご提出ください。

- (1) 申請方法は、ホームページより様式をダウンロードしていただき、原則、電子メールにてご提出ください。なお、郵送または文京区子育て支援課の窓口での提出も可能とします（期間内必着）。
- (2) 電子メールの提出の際は、パスワード処理を施し、原則 zip 形式の圧縮フォルダでメールアドレス（b310500@city.bunkyo.lg.jp：文京区子ども家庭部子育て支援課）宛にご提出ください。データ容量が大きい場合、データを分割して複数のメールにて送付をお願いします。なお、メール送付後、電話にて到着確認をお願いします。
- (3) 申請に要する経費はすべて申請団体の負担とし、提出いただいた書類は、選考結果にかかわらず返却いたしません。
- (4) 申請期間を過ぎた後の書類の差し換え・再提出は原則できません。
- (5) 応募後に審査を辞退する場合は、参加辞退届（任意様式）を以下の提出方法にて文京区子ども家庭部子育て支援課まで提出してください。

【提出方法】

- ①メール（原則）：ア 文京区子ども家庭部子育て支援課メールアドレス
b310500@city.bunkyo.lg.jp
イ 件名
こどもみらいサポート拠点整備事業（標準型）申請書類の提出
- ②郵送：〒112-8555 文京区春日 1-16-21 文京シビックセンター5階
文京区子ども家庭部子育て支援課子育て支援推進担当 宛 ※当日必着
- ③持込：上記住所へ持参ください。 ※令和8年2月13日（金）17時締切

9 必要書類

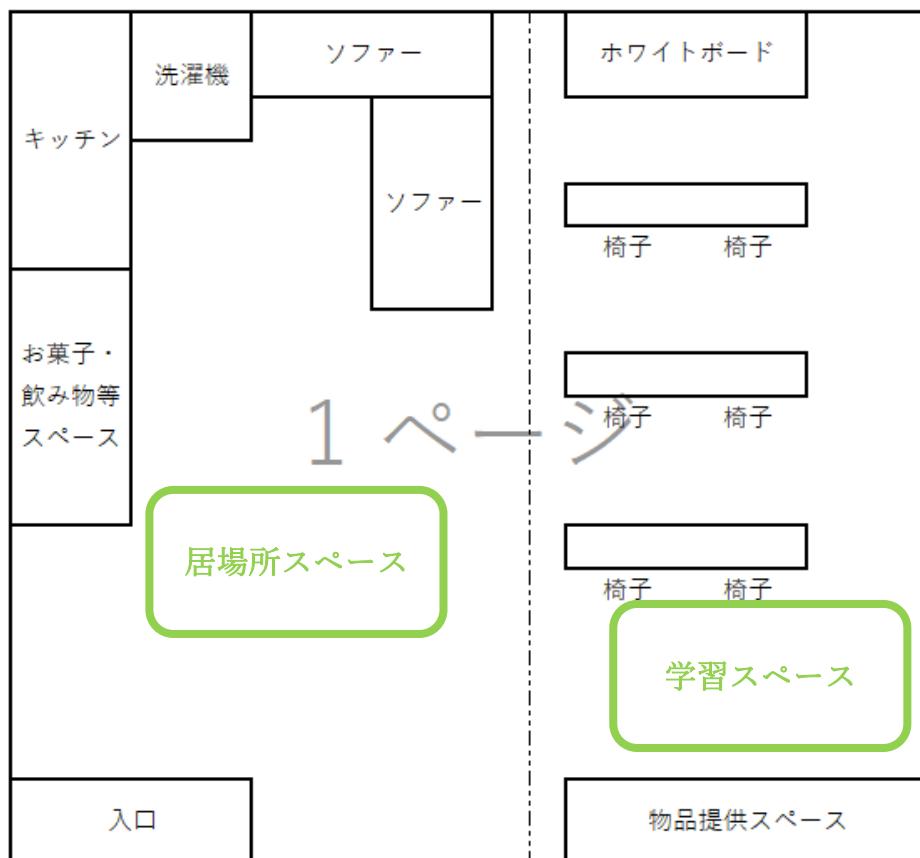
以下の書類を、文京区子ども家庭部子育て支援課までご提出ください。

提出方法は、郵送、メール、区役所への持参のいずれかとなります(2/13 必着)。

- (1) 提出書類一覧表 (様式1)
- (2) 参加申込書 (様式2)
- (3) 基本事項 (様式3)
- (4) 活動実績 (様式4)
- (5) 企画提案書 (様式5)
- (6) 職員体制票 (様式6)
- (7) 収支予算書 (様式7)
- (8) 事業を実施する申請団体の規約 (任意様式)
- (9) 事業を実施する申請団体の資格を証明する書類 (任意様式)
- (10) 事業を実施する申請団体の構成員名簿 (任意様式)

10 実施場所レイアウトイメージ

イメージ図（案）



11 質問・回答

事業の内容等について、質問がある場合は、以下の提出方法により質問をするものとします。

(1) 質問受付期間

令和7年12月15日（月）から令和8年1月31日（土）まで

(2) 提出方法

HPに掲載している指定の質問書に記載の上、以下のメールアドレス及び件名にて、送付してください。なお、電子メール送信時に開封確認設定を行ってください。

ア 文京区子ども家庭部子育て支援課メールアドレス

b310500@city.bunkyo.lg.jp

イ 件名

こどもみらいサポート拠点整備事業（標準型）：申請等に関する質問

(3) その他

令和8年1月31日（水曜日）までに受け付けた問合せ及び質問は、隨時確認の上、P6のスケジュールのとおり、以下のHP上に回答します。

なお、差出人等の個人情報は掲載せず、Q&AのみをHP上にて公開します。

(4) ホームページURL

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/b022/p007806.html>

12 実施団体となった場合

事業開始及び補助金交付のための協議を行います。選定した拠点は、区HPで「こどもみらいサポート拠点整備事業（標準型）」として所在地・開設時間等を公表します。

(1) 実施団体となった場合、次の書類を提出してください。

ア 口座振替依頼書：補助金の支払いは口座振込で行いますので、団体名義の口座をあらかじめ開設してください。

イ 実績報告書：事業開始後、毎月中旬までに提出してください。

ウ 支援活動に対する保険の加入がわかるもの（加入予定で申請していた場合のみ）

(2) 実施団体となった場合、選考結果送付後、補助金の申請に向けて別途書類等の提出を求める場合があります。なお、補助金は4月上旬に概算払いにてお支払いします。

◆その他、必要に応じて書類の提出をお願いすることがあります。

13 担当

〒112-8555 文京区春日1-16-21 文京シビックセンター5階 子育て支援課
文京区 子ども家庭部 子育て支援課 子育て支援推進担当